

## 統合問題アンケート資料

2002年5月20日

原研労組(中執・研対部)

資料： 統合問題に関する全体の流れ

(2002年5月16日 原研労組研対部作成)

資料1：原研及びサイクル機構の廃止・統合に関する緊急申し入れ書

(2002年2月21日 日本原子力研究所労働組合)

資料2：日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と

独立行政法人化に向けての基本的な考え方

(2002年4月2日 原子力委員会決定)

資料3：原研とサイクル機構の統合に対する原子力委員会の「基本的な考え方」

に関する見解

(2002年4月17日 日本原子力研究所労働組合)

資料

統合問題に関する全体の流れ

原研労組研対部

2000年

12月1日： 「行政改革大綱」が閣議決定。

12月19日： 「行政改革推進本部の設置」が閣議決定。

2001年

1月6日： 行革推進事務局が発足。163法人の事業と組織見直しを開始。

4月3日： 行革推進事務局が「特殊法人等の事業見直しの論点整理」を公表。

4月26日： 石原行政改革担当国務大臣就任。

6月22日： 行革推進事務局が「特殊法人等の事業見直しの中間とりまとめ」を公表。研究開発の類型に対しては「費用対効果分析を可能な限り実施した上で資源の重点配分を図る」とする。

8月10日： 行革推進事務局が「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」を公表。原研は、サイクル機構や産業技術総合開発機構等との位置付けを明確にした上で「類似の事業については統合」。併せて「各所轄管省庁の意見」も公表。原研は「原子力の総合的な研究開発」、サイクル機構は高速増殖炉など核燃料サイクル実用化を目指すプロジェクトに特化した研究開発を実施し、「類似の事業はない」と文科省側は反論。

8月24日： 原研が「日本原子力研究所における研究業務の経済効果評価の中間報告」をとりまとめ。

9月4日： 行革推進事務局が「特殊法人等の組織見直しに関する各府省の報告」を公表。文科省見解では、原研は原子力研究開発を行う「我が国唯一の中核的な総合研究機関であり」、「これまでに多大な実績を上げ」ており、「原研が引き続き事業を実施することが必要」としている。

9月19日： 原研労組が「第81回定期大会」を開催。原研のあり方等を議論。

10月5日： 行革推進事務局が「特殊法人等の組織見直しに関する各府省の報告に対する意見」を発表。同日、首相官邸で開催された特殊法人改革推進本部で報告、了承された。109法人の改革を提示。原研とサイクル機構については、まったく同じ文面で「我が国の研究開発実施体制のあり方を踏まえ、他の法人との統合による廃止を含め、引き続き検討する」とされている。

10月10日： 原研労組が10/5付「意見」に対する声明を発表。「原子力における国としての役割の政策論議がないままに、組織の統合・廃止だけを強行しようとしていることに反対」する。

10月12日： 原研労組が、行革推進事務局に対し「質問」を提出。「国としての原子力の利用及び安全確保」や「研究開発体制のあり方」等について具体的に検討された内容は何か、などを質問。

10月24日： 自民党行革本部は、原研や宇宙開発事業団等の「研究開発型特殊法人」を、各所管省庁から内閣府の総合科学技術会議（議長：小泉首相）に移管することを決定。

11月7日： 行革推進事務局が「特殊法人等に係わる欠損額等」を公表。原研は3700億円と試算。

- 11月15日： 新聞報道等で「4月にスタートした57の独立行政法人の役員数が、発足前の幹部相当職に比べ急増」、「独立行政法人が天下りの温床となる懸念が現実化している」と指摘。
- 12月6日： 一部新聞等で「政府部内で原研の廃止・分割案が浮上」しているとの報道。
- 12月7日： 東海村議会が、全会一致で「原研存続要望」を決議。尾身科学技術担当相に面会し、「臨界事故時の危急時対応においても原研の果たした役割は極めて大きい」、「原研の廃止・分割は地元住民の原子力に対する信頼を大きく損なう」とし、存続を強く求める。
- 同日、橋本県知事は、自民党行革推進本部を訪れ、同様に原研存続を強く要望。
- 12月11日： 小泉首相が石原行革担当大臣に対して「原研、サイクル機構、科学技術振興事業団の統合を検討」するように指示。大臣は「一つに統合するのは厳しい。天下りポストがなくなると言っている」と尾身科学技術担当相らとの会談を踏まえ、役所側の意向を伝える。
- 12月12日： 石原行革担当大臣と尾身科学技術担当相が会談。「原研とサイクル機構の統合」で合意。
- 同日、原研は臨時理事会を開き、理事長訓話を発し、13,14日に各ラインに流し説明。
- 同日、原研労組は「声明」を発表。「数合わせだけで政策論議のない廃止・統合に反対」し、「原研は原子力の公的総合研究機関として存続・発展すべき」と主張。
- 12月14日： 研究所が、労組に対して団交において「特殊法人改革に対する説明会」を実施し、経過説明。
- 12月18日： 行革推進事務局が「特殊法人等整理合理化計画」を公表。原研とサイクル機構については、「両法人を廃止・統合し、新たに独立行政法人を設置」。
- 12月19日： 「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定。原研とサイクル機構の廃止・統合に関しては、2004年度中に必要な法案が国会に提出、審議されることになる。

2002年：

- 1月8日： 文科省は「原子力二法人統合準備会議」（座長：青山副大臣）を設置。幅広い有識者で構成。原子力二法人の役割・機能の見直しと評価、新法人の担うべき役割・機能を検討予定。
- 同日、原研は「原研・機構統合検討会議」及び「統合準備室」、通称「J-J統合室」を設置。
- 1月11日： サイクル機構は「新法人設立準備検討委員会」及び「新法人設立準備室」を設置。
- 2月15日： 文科省による統合準備会議の初会合。遠山大臣による冒頭挨拶の後、原子力二法人理事長による説明。秋元氏が会議の目的をただしたのに対し、文科省側は「日本の原子力開発のあり方」までは踏み込まず、「長計を念頭に」それを効率的にすすめるための議論を行うとした。
- 2月21日： 原研労組が「原研及びサイクル機構の廃止・統合に関する緊急申し入れ書」を内閣総理大臣、  
**\* 資料 1 \*** 文部科学大臣、経済産業大臣及び科学技術担当相宛に、各府省をまわり提出。同「要請書」を原子力委員会委員長、原子力安全委員会委員長、各政党等に提出。サイクル機構理事長は受け取りを拒否。文科省では、担当部署と労組で約一時間の意見交換を行う。
- 3月5日： 第2回統合準備会議会合。京大と東工大学長、電気事業連合会から意見聴取。

- 3月19日： 原研とサイクル機構が「主要19原子力施設の廃止に伴う解体・廃棄物処理費用」を合計1兆3千億円と算出。サイクル機構は2002年度末に廃炉となる「ふげん」に1200億円を見込む。
- 3月31日： 電気事業連合会が原研の後処理費用に関する初の長期試算を発表。放射性破棄物処理や核燃料再処理など2045年までに総額30兆円と試算。コスト面から再処理計画凍結意見も浮上。
- 4月1日： サイクル機構労組の見解が電気新聞に掲載。「統合に前向き」「原研労組とは相いれぬ部分」。
- 4月2日： 原子力委員会が「日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法  
**\* 資料 2 \*** 人化に向けての基本的な考え方」を決定。現行長計の堅持を強調する内容。
- 同日、第3回統合準備会議会合。茨城県、福井県知事から意見聴取。
- 4月9日： 原子力安全委員会（委員長：松浦前原研理事長）が2001年度版「原子力白書」を閣議報告。プルサーマルについて「技術的基盤は整っている」と安全性を強調する内容。
- 4月11日： 政府与党が「有事3法案」を国会提出予定。災害対策基本法の「指定公共機関」に、原子力では原研とサイクル機構、放医研が含まれる。
- 4月16日： 統合準備会議有識者委員と両法人研究者が懇談会。サイクル機構構内で約1時間。
- 4月17日： 原研労組が4/2付「基本的な考え方」に関する見解を発表。プルトニウム・リサイクル実用  
**\* 資料 3 \*** 化事業の重視姿勢への疑問を含む7項目の疑問点と3項目の提言。
- 4月26日： 第4回統合準備会議会合。海外大使館や国際機関の担当者から意見聴取。
- 4月30日： 原子力委員会竹内委員が「六ヶ所村再処理工場操業はプルサーマル実施が前提」と発言。
- 5月7日： 経済産業省原子力安全・保安院は、高速増殖原型炉「もんじゅ」の改造について、工事計画は妥当とする1次安全審査の結果を発表。今後、原子力安全委員会が2次審査に入る。最終的に地元了解が必要で、運転再開は早くても2005年になる見通し。
- 5月9日： サイクル機構理事長が敦賀市を訪れ、もんじゅの改造工事を「できれば年内、あるいは年度内にも着手したい」と発言。

#### 原研労組（中執・研対）統合問題関連

- ・中央執行委員会：定期開催  
毎週水曜日（18:30～21:00）
- ・研対委員会：不定期開催
  - 第1回：2001年9月11日 議題：特殊法人改革の動向と9/3付の文科省見解など原研労としての取り組み
  - 第2回：2001年10月9日 議題：10/5付の行革推進本部統廃合案に対する原研労としての取り組み
  - 第3回：2002年1月31日 議題：12/19付の原研とサイクル機構との統廃合についての閣議決定を受けて
  - 第4回：2002年2月8日 議題：原研の統廃合についての具体的な取り組みについて
  - 第5回：2002年2月14日 議題：2/21付の総理大臣・文科省への原研労組の申入書の作成について
  - 第6回：2002年3月8日 議題：申し入れの次段階のより踏み込んだ具体的な提言について
  - 第7回：2002年3月19日 議題：原研統廃合に対するより具体的な提言への取り組み
  - 第8回：2002年4月11日 議題：原子力委員会による原研の統廃合に向けての基本的な考え方について
  - 第9回：2002年4月23日 議題：統合問題アンケート実施について
  - 第10回：2002年5月8日 議題：統合問題アンケートの最終案の検討について

## 原研及びサイクル機構の廃止・統合に関する緊急申し入れ書

2002年2月21日

日本原子力研究所労働組合

小泉首相が進める特殊法人改革の中で、日本原子力研究所（以下、原研）及び核燃料サイクル開発機構（以下、サイクル機構）の廃止・統合が一方的に昨年12月に閣議決定されました。現在、その方向で準備が進められています。私たちは、この決定の道筋、内容に道理がなく、わが国が原子力平和利用を開始した原点を忘れ、国民的合意を無視したやり方であるため、今後の原子力平和利用を進める上で懸念があり、原研の廃止・統合に反対しています。

そもそも、日本の原子力政策は原子力委員会及び国会が審議し、国民の合意の下に進められるべきものです。原子力委員会が策定する原子力長期計画が日本の原子力研究開発の方向性を示し、その議論の中で原研及びサイクル機構の果たすべき役割も規定されていますが、平成12年に改定された現長期計画及びその議論の中で、原研及びサイクル機構の廃止・統合などで議論されたでしょうか。また、原研及びサイクル機構の設置は原子力基本法に明記されている重要事項にもかかわらず、今回の廃止・統合について国会審議はされたでしょうか。このような検討は全くなされていません。さらに、原子力に関する国民各層からの意見の中で、原研の廃止が必要という声があるでしょうか。今回の一方的な廃止・統合の閣議決定は、これまでのあり方を無視した強権的なものであり、その過程に道理がないことは明白です。

また、廃止・統合だけが一方的に決められただけで、政策論議はまだ行われていません。核燃料サイクル、特に高速増殖炉を用いたプルトニウム・リサイクルの実用化のための開発に業務が特化されているサイクル機構と原子力の平和利用のための基礎・基盤研究を幅広く実施する原研を廃止・統合して新たに独立行政法人にすることは、そもそも両者の性格の大きな違いを全く無視しています。特に、原子力の安全（事故時の安全だけでなく、広く原子炉、燃料・材料、放射線の影響、環境、行政支援などを含む）に関して原研が果たしている公的・中立的役割をさらに充実・発展させることが国民から求められていますが、廃止・統合によりその役割がむしろ損なわれる危惧があります。

「もんじゅ」事故、再処理施設火災爆発事故、JCO臨界事故、浜岡原発事故、プル・サーマル計画への国民的批判など、日本の原子力をめぐる状況は変化してきています。したがって、この際、原子力長期計画の見直しを含めて、国民の合意できる原子力政策をめざした広範な議論が必要だと考えます。この時期に、理念も政策も抜きにして、わが国の原子力平和利用のあり方をゆるがす重要な問題を、単に廃止・統合という論理だけで進めることは、決して認められることではないと考えます。

上記の理由から、今回の原研及びサイクル機構の廃止・統合問題について、私たちは以下の点を緊急に申し入れます。

1. 政策論議及び理念のない原研及びサイクル機構の廃止・統合及び独立行政法人化を一方的に定めた閣議決定を撤回すること。
2. わが国の原子力政策及び公的機関の果たす役割について見直す場合には、原子力委員会、原子力安全委員会、国会及び国民の中で十分な議論を尽くし、超党派性を確保し、国民的合意を得て実施すること。その議論は、原子力長期計画の全面的見直しから始めること。

<提出先> 内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、科学技術政策担当大臣

## 1. 要請の内容

私たちは別紙の「緊急申し入れ書」を内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣及び科学技術政策担当大臣に提出しました。私たちの主張の趣旨を御理解いただき、日本の原子力平和利用とその安全が将来にわたり確保されるために、御協力いただけますよう要請いたします。

また、この要請に関して、ご検討の上、私たちと懇談の機会を持っていただければ幸いです。

## 2. 要請の趣旨

小泉首相の進める「構造改革」の一環として特殊法人改革が推し進められようとしています。その中で、日本原子力研究所（以下、原研）及び核燃料サイクル開発機構（以下、サイクル機構）を廃止・統合して新たな独立行政法人を設立するという政府の方針が、昨年12月19日に閣議決定されました。

私たちは、その決定に道理も国民的合意もないこと及び廃止・統合により特に原子力の安全確保や将来にわたる安全な利用に関して重大な危惧を抱いていることを理由に、今回の廃止・統合に反対しています。

内閣総理大臣及び文部科学大臣、経済産業大臣、科学技術政策担当大臣に提出した申し入れ書の内容をお知らせするとともに、私たちの考えをご理解いただき、御協力いただきたく、要請した次第です。

## 3. 「申し入れ書」及び要請の理由

日本で原子力の平和利用をはじめるとあたり、原子力基本法、原子力委員会設置法、原研及び原子燃料公社（サイクル機構の前身）の設置法を議論した国会審議の中では、「超党派性、国民的協力体制の確立、原子力委員会の尊重、研究者の自治性の確保」などが確認されています。例えば、原子力基本法の審議にあたり、参議院では全会一致で法案を可決する際、次の附帯決議が全会一致でなされています。「本法の改廃及び附属法、関係法の制定、運用に当たっては、本法の趣旨並びに提案の経過に鑑み、あくまで超党派性を堅持し、国民的協力態勢を確立すべきである。右決議する。」

こうした審議を経て、日本の原子力平和利用は原子力基本法に基づいて実施されており、原研及びサイクル機構の設置及びその目的については、この原子力基本法第7条に明記されています。そして、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法においては、第2条の第1号で原子力委員会の所掌事務の第一に「原子力利用に関する政策に関すること」、第13条の第1号で原子力安全委員会の所掌事務の第一に「原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する政策に関すること」を挙げています。また、平成11年の法改正で削除されましたが、改正前の第23条では「内閣総理大臣は、第2条の決定について原子力委員会から、又は第13条の決定について原子力安全委員会から報告を受けたときは、これを十分に尊重しなければならない」とされていました。これらに基づき、原子力委員会は日本の原子力政策を規定する原子力長期計画を策定し、原研及びサイクル機構の果たすべき役割も議論・決定しています。

したがって、原研及びサイクル機構の廃止・統合や業務内容の見直しについて、第一に責任を持つのは原子力委員会です。また、安全確保や規制行政に大きな貢献を果たしている原研の役割については原子力安全委員会も重大な関心を寄せていることと考えます。この理由から、今回の特殊法人改革の中で政府が一方的に原研・サイクル機構の廃止・統合を閣議決定したり、行政庁が一方的にその役割の見直しを図ったりすべきでないと考えます。原子力委員会では、両法人の業務に関する見直しの検討が始められています。公開の場で積極的な議論がなされ、国民的合意を得られるよう期待しています。しかし、その議論の前提は、まず日本の原子力政策を定めている原子力長期計画の見直し検討から行われるべきです。平成12年11月に改定された現長期計画やその議論の中ではもちろん、その後においても、原研やサイクル機構の業務の見直し及び組織の見直しは決められていません。原研及びサイクル機構の業務及び組織の見直しが必要かどうかは、まず長期計画の見直しを行う中で議論されるべきであると考えます。

最後になりますが、現在の日本の原子力平和利用においては、原子力発電所をはじめとする原子力施設の安全確保、廃棄物の処理処分についての諸課題に加え、プルトニウム・リサイクル、核融合など将来のエネルギー確保に関連した諸課題を抱えています。この際、原子力長期計画の見直しを含めて、国民的合意できる原子力政策をめざした広範な議論が必要だと考えます。私たちも真剣に検討し、できるだけ早い時期に公表し、日本全体の議論に参加したいと考えています。

<提出先> 原子力委員会委員長、原子力安全委員会委員長、核燃料サイクル開発機構理事長、各政党等

## 資料 2

### 日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と 独立行政法人化に向けての基本的な考え方

平成14年4月2日  
原子力委員会決定

日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構は、昭和30年に制定された原子力基本法にその根拠を有する組織であり、これまで累次にわたる「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下、「原子力長期計画」という。）の下で、我が国の原子力研究開発における中核的な役割を担ってきた特殊法人である。

昨年12月19日に、中央省庁等改革に続く行政改革の一環として、「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、その中で、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構について、その廃止・統合及び独立行政法人化（以下「統合」という。）が決められた。

原子力委員会としては、この旨の報告を受け、統合後の新法人が、今後の我が国の原子力研究開発においても、引き続き中核的な役割を果たすことを期待する旨表明すると同時に、新法人のあり方について、積極的に意見を述べていくとの意向を明らかにした。

その後、原子力委員の間において議論を重ねるとともに、5回にわたり、原子力委員会参加から意見を聴取した上で、今般、両法人の統合に向けての基本的な考え方をとりまとめることとした。

今回の「基本的な考え方」は、特に原子力研究開発における両法人の重要性に鑑み、原子力委員会としての基本的な考え方をとりまとめたものであり、今後の関係行政機関を始めとする関係者による検討が、これに沿って行われることを強く希望するものである。

両法人の統合については、上記閣議決定により、平成16年度中に関連法案を提出することとされており、それまでの間関係者による詳細な検討が行われることとなるが、その進捗状況を踏まえながら、今後とも、適時適切かつ臨機応変に、原子力委員会としての考え方を提示することが必要であると考えており、引き続き、積極的に両法人の統合に向けて取り組んでいきたい。

#### 1. 基本的な認識

(1) 今後、我が国が科学技術創造立国を目指していく中で、原子力科学技術の重要性は増しこそすれ、いささかも減じるものではない。また、我が国のエネルギー供給構造が依然脆弱な一方、地球温暖化問題が日々深刻化する状況の下においては、原子力の研究開発利用のより一層効果的な推進が求められているものと考えている。

したがって、まず何よりも、引き続き、我が国の原子力研究開発利用の枠組みを定めた原子力長期計画（現行計画 平成12年11月24日原子力委員会決定。同28日閣議報告）の着実な推進を図っていくことが重要であり、同計画の下で中心的な役割を担ってきた両法人が、統合後も引き続き、同計画に沿って、我が国の原子力研究開発において中心的な役割を担っていくことが是非とも必要である。

(2) 特に、統合後の新法人は、国が行うべき「基礎・基盤的な研究開発」から「プロジェクト型研究開発」までを全て包含する、まさしく我が国唯一の中核的な原子力研究開発機関と位置付けられるものである。したがって、今回の統合が積極的な効果をもたらし、我が国の原子力研究開発の一層の発展に資するよう、「基礎・基盤的な研究開発」や「プロジェクト型研究開発」など、各々の研究開発の性質に応じて、適切な組織構成や運営が行われることが不可欠であるが、それにとどまらず、「先進性、一体性及び総合性」を備えた研究開発機関として、その役割を果たすことが強く求められる。

なお、その際、特殊法人改革の趣旨を踏まえて、業務の重点化・効率化を併せて図っていくことが重要であることは、言うまでもない。

#### 2. 新法人に求められるもの

##### (1) 横断的課題

###### ① 組織運営

・新法人は、「基礎・基盤的な研究開発」から「プロジェクト型研究開発」までの部門から構成されることとなるが、原子力科学技術の発展と、我が国のエネルギーセキュリティの確保といった政策上の観

点に立てば、まず安全確保を大前提として、全体のバランスのとれた運営が図られることが必要である。  
・もとより両部門は、「基礎・基盤的な研究開発」では研究者の個性と自由な発想を尊重することが要請され、組織のフラット化が有益である一方、「プロジェクト型研究開発」ではプロジェクトの目的の明確化とそれに沿った研究開発の実施が必要であるなど、研究開発の性質が大きく異なるため、具体的に組織や人事、また運営管理手法を検討する際には、その点について留意することが必要である。

他方で、今般の統合を我が国の原子力研究開発の一層の発展のための重要な契機とするためには、新法人を単に両部門が併存するだけの組織とするのではなく、組織全体の活性化に努めつつ、シナジー効果の発揮される組織とすることが強く求められる。

そのためには、内部の研究開発組織を硬直化させることなく、新法人内部での交流を活発化させるなど、言わば「組織横断的なマネージメント」を追求していくことが期待される。

・また、併せて、両部門を含め、新法人全体の適切な運営に要する資金の確保がなされるべきであり、原子力委員会としても、関係府省を始めとする関係者とともに、これまで以上に努力していきたい。

##### ② 研究評価の充実

原子力研究開発の重要性については、既に述べたとおりであるが、その重点化・効率化が重要であることも論をまたないところであり、その意味で、他の科学技術同様、新法人においても、(旧)で述べたような研究開発の性質の多様性に着目しながら、これまで以上に厳正な研究評価が行われるよう、評価制度の充実を図っていくことが必要である。

##### ③ 透明性の一層の向上

原子力研究開発を円滑に推進していくために、国民から幅広い支持を得るとともに、立地地域の理解と協力が不可欠であることは、あらためて言うまでもないところである。

したがって、新法人は、これまで以上に透明性の向上を図る観点から、これまで実施してきた情報公開や外部評価の一層の充実、立地地域への理解促進活動に努めることが必要である。

##### ④ 安全確保への貢献

今般統合される両法人については、これまでの長年にわたる研究の実施を通じて、先進的な研究開発の一部としての安全研究、安全確保のための科学的・技術的基盤の構築を含む、安全規制・防災対策への支援につながる安全研究の両面において、相当の貢献を行ってきている。

したがって、統合後の新法人が、引き続き、客観性・透明性を堅持しつつ、こうした役割を担っていくことが、安全確保を大前提とした、我が国における原子力研究開発利用の一層の発展のためには必要不可欠である。

##### ⑤ 産学官の連携強化

・近年、経済のグローバル化などにより、国際的競争が激化する中、科学技術における産学官の連携の重要性は、年々高まっている。

そもそも原子力分野は、エネルギー供給にとどまらず、放射線利用なども含む、極めて広がり大きい分野であり、原子力研究開発においても、産学官の連携強化を図っていくことは、我が国の産業競争力の強化という観点からも、強く求められるところである。

このため、核燃料サイクル分野における民間への技術移転はもちろんのこと、原子力研究開発全体において産学官の連携強化を図る中で、新法人がその重要な一翼を担うことが必要である。

・原子力科学技術の発展には、広汎な基礎科学的基盤を有する大学との連携が不可欠であることは言うまでもないことであり、それにより、新法人における革新的な研究開発の発展が期待される。

・また、産学官の連携強化を図るに当たって、円滑な技術移転や研究開発成果の迅速な産業化は、人材の移動が円滑に行われるか否かに左右されるケースが多いことを踏まえ、今後の検討において、人材の流動化に配慮することが望まれる。

##### ⑥ 大学との人材育成面での連携強化

今後の原子力研究開発の発展のみならず、我が国における原子力の一層効果的な推進にとって、専門的な人材の育成は極めて重要な課題であり、統合後は我が国唯一の中核的な原子力研究開発機関となる新法人に対しては、こうした面での役割も強く期待されることである。

こうした観点から、人材育成面においても、大学との連携強化が最も重要な課題の一つであり、特に近年、大学教育における施設や設備の取扱いの機会の減少が指摘されていることを踏まえ、専門的人材の養成において、新法人の施設・設備の活用を図ることも有益であると考えられる。

#### ⑦ 国際協力・核不拡散への貢献

・これまで長年にわたり一貫して原子力研究開発に取り組み、いわば「原子力先進国」の地位を占める我が国としては、原子力分野における国際協力、特に今後エネルギー需要の高い伸びが見込まれるとともに、放射線利用の拡大が予想されるアジア地域において、専門的な人材の育成を含む協力を進めることが極めて重要である。

統合後は世界で屈指の規模を有する原子力研究開発機関となる新法人が、研究員の受入れ、要員教育、各種技術協力の面で、統合を契機として、より開かれた運用を図っていくことが肝要である。

・また、核燃料サイクルについて豊富な研究実績を有する機関として、国際的に主導的役割を發揮することが重要であることは言うまでもない。

・我が国は、これまで一貫して原子力を平和利用に限ることを国是としてきており、原子力研究開発を進めるに当たっても、常に平和利用を念頭に置いて実施してきたところである。

新法人についても、そうした面での蓄積を有することを踏まえ、これまで以上にプルトニウム管理等の核不拡散に対する研究開発面での貢献を行い、二国間、IAEAを始めとする多国間ベースで、我が国が期待される国際的な付託に答えていくことが期待される。

#### ⑧ 廃棄物処理・処分策の確立

新法人が、将来に向けて、原子力研究開発を推進していくためには、放射性廃棄物の処理・処分や廃止措置が、新法人の運営に過度の負担とならないことが必要不可欠である。

こうした課題については、既に関係行政機関を始めとする関係者によって検討が進められているところであるが、この解決を新法人のみに委ねることのないよう、引き続き国が責任を持って検討を行い、その方策の確立を目指していくことが必要である。

### (2) 個別的分野における課題

#### ① 核分裂分野（核燃料サイクルを含む）

核分裂分野は、今回の統合による積極的効果が最も期待される分野であり、両法人のこれまでの研究成果を生かし、将来に向けた革新的原子力技術の研究開発などを積極的に実施していくべきである。

核燃料サイクルについては、我が国にとっての重要性に鑑み、核燃料サイクルの完結及びその高度化のため、高速増殖炉及び関連する燃料サイクル技術、軽水炉使用済燃料の再処理技術の高度化、高レベル放射性廃棄物の処理・処分技術の研究開発について、現行原子力長期計画の方向性を踏まえ、引き続き積極的に実施していくべきである。

#### ② 核融合分野

国際熱核融合実験炉（ITER）計画の進捗を踏まえ、我が国が果たすべき役割の中での新法人の役割を検討し、相応しい体制を構築していくべきである。

#### ③ 加速器分野

加速器装置自体は、様々な科学技術分野の原理原則を解明するための手段であり、また、物質の創製、構造解明などの幅広い研究分野の基盤を成す技術である。

新法人は、放射線研究の蓄積など、原子力の中核的研究開発機関としての役割を十分に認識し、加速器開発を実施している諸機関との間の役割分担を踏まえながら、我が国全体における加速器開発の総合化・効率化を図る中で重要な役割を担うことが期待される。

#### ④ 放射線利用分野

放射線利用分野においても、将来にわたる我が国の産業創生の一つの柱として、産業界との連携が期待されるとともに、多岐にわたる分野での利用の普及を図る上での新法人の役割を検討していく必要がある。

### 資料3

#### 原研とサイクル機構の統合に対する原子力委員会の「基本的な考え方」に関する見解

2002年4月17日

日本原子力研究所労働組合

4月2日に原子力委員会は、「日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法人化に向けての基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」）を決定した。この「基本的な考え方」に関して、私たち日本原子力研究所労働組合は次のように見解を表明する。

私たち原研労組は、小泉首相が強行している特殊法人行革の一環である原研とサイクル機構の廃止・統合・独立行政法人化について、国民の利益から見て問題であると考え、政府、関係機関等への申し入れなどを行ってきた。2月21日の内閣総理大臣、文部科学大臣等への申し入れでは、「政策論議及び理念のない閣議決定を撤回すること。原子力委員会、原子力安全委員会、国会、国民の間で十分な議論を尽くし、超党派性を確保し、国民的合意を得ること。原子力長期計画の全面的見直しから始めること。」を要求した。また、同日、原子力委員会、原子力安全委員会へは、「閣議決定に道理も国民的合意もない。原子力の安全確保や将来にわたる安全な利用に関して原研労組として重大な危惧を抱いている。」ことから、「原子力委員会ですまず原子力長期計画の見直し検討を行うこと」を要請した。

その後の経緯の中で、原子力委員会が参与からの意見聴取を行った後、唐突にこの「基本的な考え方」の案が出され、4月2日に決定された。この「基本的な考え方」をもとに、原研とサイクル機構の統合問題について、文部科学省の統合準備会議等で議論、具体化されることが予想される。

原子力委員会が決定した「基本的な考え方」には、私たちとして疑問を感じている点がある。

第1は、両法人の廃止・統合・独法化を決定した閣議決定を無条件で受け入れていることである。日本の原子力平和利用を進める上で両法人の統合が必要であるかどうかの検討を行っていない。現行の原子力長期計画の策定において統合問題は全く議論されていないのであるから、まず、統合が望ましいかについて検討し独自の見解を述べるべきである。

第2は、現行の原子力長期計画の見直しの議論を全く行わないことを大前提にしていることである。原発の新規立地がなかなか進まない中で、浜岡原発における配管破裂などの事故も続き、原子力の利用が将来にわたって進められるかどうか、心配な状況にある。私たちは、原子力の平和利用について安全を確保しながら将来にわたって進めて行くためには、原子力長期計画の見直しが必要だと考えている。特に、プルトニウム利用については、十分な論議と国民的合意が必要である。

第3は、「個別分野における課題」のはじめの「核分裂分野」に挙げられているのが、「高速増殖炉及び関連する燃料サイクル技術、軽水炉使用済燃料の再処理技術の高度化、高レベル放射性廃棄物の処理・処分技術の研究開発」であり、「積極的に実施していく」とされている。これは、現在のサイクル機構の事業として特化されている内容そのものである。その前段に「将来に向けた革新的原子力技術の研究開発」が挙げられてはいるが、サイクル機構の現在の事業は丸ごと積極的に実施することとなる。第2で指摘したようなプルトニウム利用計画について全く見直さないことと対をなしている。後述するように、国の公的機関が今の時点で最優先して実施すべき課題は、果たしてプルトニウム利用の実用化であるのかという点が疑問である。

第4は、同じ「個別分野における課題」で、「核融合分野」と「放射線利用分野」に共通して、「新法人の役割を検討」と指摘している点である。これは明らかに「積極的に実施」とは異なる表現である。具体的にどのように見直すつもりなのか、不明確である。

第5は、「個別分野における課題」に安全に関する課題が挙げられていないことである。後述するように、公的機関として最優先すべきは広い意味での「安全」であると考えられる。

第6は、特殊法人から独立行政法人に移行することについて、全く言及していないことである。なぜ、

独立行政法人なのかについて、メリットもデメリットも議論されていない。

第7は、現在の職員の雇用問題に全く触れていないことである。これは「原子力委員会の考えることではない」ということかもしれないが、研究や技術を担うのは、第一に人である。まず「廃止」があるということで職員の不安は大きい、法人も文部科学省も現時点では雇用の継続を確約していない。これは大きな問題である。

原研とサイクル機構の廃止・統合問題は、日本の原子力利用とその安全確保をどのように進めるかという、日本の原子力政策に直結している。その観点から、私たちは次のように考える。

### 1. 公的機関が優先して実施すべき課題

原子力委員会の「基本的な考え方」の「個別分野における課題」には全く挙げられていないが、公的機関として最優先すべきは、原子力利用の安全を高め、安全を確保することに関係する研究開発、技術開発である。また、国や行政の実施する安全規制、安全対策等への協力、支援も重要な役割である。このことは、昨年9月3日付けで文部科学省が「原研の事業を廃止・民営化できない理由」として「中立性・公共性の立場から安全研究が必要である」と述べたことでも明らかであり、誰もが一致することであろう。現行の軽水炉システムの持つ問題を解決し、より安全性を高める研究開発についても優先されるべきである。これらの課題を実施するためには、原子力利用全体について十分に把握している能力、裾野の広い基礎・基盤研究と技術力及びそのための人と設備が必要である。大学等との連携による教育、人材育成も欠かすことはできない。

私たちの最も大きな危惧は、「基本的な考え方」にあるようなプルトニウム・リサイクルの実用化の事業に大きな比重が置かれ、公的機関として最優先すべきこれらの課題が十分に実施できないのではないかというものである。

### 2. プルトニウム利用について十分な議論と国民的合意を

「基本的な考え方」に対する疑問の第2で述べたように、プルトニウム利用については、今の時期に実用化を進めることについて、改めて十分な議論と国民的合意が必要である。

現在、六ヶ所村の再処理工場の運転開始が近づき、プルトニウムをどうするか議論が各所でなされている。プルトニウムを現行軽水炉の燃料に用いるプル・サーマル計画は、様々な理由により進んでいない。プルトニウムの大規模な商業利用について、技術面や安全面の議論はなされているが、今の時期に始める必要があるのかということについては真剣な本音の議論がなされていない。電力業界では電力の自由化やコストを論議する中で、再処理を含めたプルトニウム・リサイクルの実施について、「凍結、延期」と言う声があることがたびたび報道されている。一方で、使用済核燃料の「中間貯蔵」の計画が進められており、原発敷地内貯蔵を含めて現実的には有力な選択肢と考えられる。将来のプルトニウム利用に向けた研究や技術開発は必要であるが、プル・サーマルという形での早期の商業化（当然、六ヶ所村の再処理工場の操業、高レベル廃棄物の処理・処分及びMOX燃料工場の操業がセットになる）が必要かどうかについて、早急に再検討しなければならないと考えられる。プルトニウム利用としては本命と考えられている高速増殖炉についても、今の時期に実用化を急ぐことの是非について検討が必要である。

将来のプルトニウム利用に向けた様々な研究開発・技術開発は必要であるが、実用化についてはその実施時期を考慮する必要がある。

### 3. 各方面で十分な議論を

統合問題について、原子力安全委員会はまだ公式見解を公表していない。上述したように、これまで原研が安全問題を中心に大きな役割を果たし、これからも公的機関でより一層の取り組みが求められている。原子力の安全を確保する観点から、原子力安全委員会の積極的な議論を望む。

同じように、国会での議論がほとんどなされていない。この問題は日本の原子力の進め方そのものであるから、特別に時間をかけて、超党派的な合意を得られるまで十分な議論を行うことを要望する。

以 上